

## 京急プレミアムポイント規約

### (目的)

第1条 京急プレミアムポイント規約（以下「本規約」という。）は、京浜急行電鉄株式会社（以下「当社」という。）が運営するポイントサービスを定めたものです。

### (定義)

第2条 当社または当社と提携会社が発行するカードであって、本規約におけるポイントサービスを受けることができるカードを総称して京急プレミアムポイントカード（以下「カード」という。）の入会をお申込みいただき、当社が入会を認め、会員情報の登録を完了した方を会員といいます。

2. 会員が京急プレミアムポイント加盟店（以下「加盟店」という。）でカードの提示で提供される場合、または当社と提携会社が発行するカードのクレジット利用額に対して付与されるポイントを京急プレミアムポイント（以下「ポイント」という。）といいます。

### (会員の優待特典)

第3条 会員は、カードを提示することで、当社と契約した加盟店で、ポイント付与などカードの付帯サービスおよび優待特典（以下「優待」という。）を利用することができます。利用できる優待内容については、当社が適切と考える方法により、会員にお知らせいたします。

2. 会員は、優待の利用について、ご利用の加盟店に本規約以外の規約がある場合は、それに従ってご利用いただきます。

3. 会員は、当社が優待の内容を変更または、廃止する場合がありますことを予め承諾します。

### (ポイント付与)

第4条 会員は、ポイント対象となる加盟店等での商品の購入またはサービスのご利用の際、ご精算前にカードを提示、またはカード番号等の登録をする所定の手続きを行った場合、その会員に当社が定めるポイントを付与します。

2. ポイント付与の割合は、加盟店ごとに異なります。また、特定の期間、特定の加盟店、特定の商品、特定の会員向けにポイント付与方法を変更する場合があります。この場合において、当社および加盟店は一切の責任を負いません。

3. 次の各号の場合は、原則としてポイント付与対象外となります。

(1) ご精算金額が加盟店ごとのポイント付与基準額に満たない場合

(2) ご精算前にカードの提示・申告がなかった場合

(3) 他の優待制度をご利用の場合

(4) 当社または加盟店がポイント付与対象外と定める売場・商品・サービス、または販売方法、もしくは支払方法の場合

4. 当社は、当社があらかじめ指定した加盟店においてカードの発行を受けたお客様について、カードを利用できる加盟店を制限することがあります。この場合、当社は、当社

ホームページまたは加盟店の店頭への掲示その他当社が適切と考える方法により、当該お客様に通知いたします。

(ポイントの積み立て)

第5条 会員が、第4条の定めにより付与されたポイントの積み立ては、原則カード単位で行います。

2. 前項にかかわらず、次の各号に該当する場合はその限りではありません。

(1) 京急プレミアムポイントゴールド HANEDA AIRPORT PLUS の家族会員カードにポイントが付与された場合

(2) 京急プレミアムポイントシルバーの家族会員カードでクレジット決済された場合

(3) クレジットカードの更新または再発行により会員が複数のカードを保有した場合

(4) 京急プレミアムポイントPASMOカードの再発行手続きにより、提携会社から再発行カードが会員に郵送された場合

3. ポイントは、お支払いが完了したときに付与し、その日から有効となります。ただし、ご利用の加盟店、またはご利用時間によっては、ポイント付与日がお支払い完了日の翌営業日以降となる場合があります。

4. ポイントの有効期限は、当該ポイントを付与した日から2年間です。

(ポイント残高照会)

第6条 ポイント残高は「京急プレミアムポイント券発行機」(以下「発行機」という。)、一部加盟店のレシート、「京急プレミアムポイントwebサイト」(登録制)でご確認いただけます。

(ポイント券の発行)

第7条 ポイントは、発行機により、原則として1ポイントあたり1円の割合で京急プレミアムポイント券(以下「ポイント券」という。)と引き換えることができます。ポイント券の発行単位は発行機の設置場所により異なりますので、当社または加盟店にご確認ください。なお、発行機のご利用時間は、設置場所ごとに定めるものとします。

2. 発行したポイント券の有効期限は、発行日から2か月間とします。なお、有効期間経過後は、無効といたしますので、必ず券面の有効期間内にご利用ください。

3. 発行したポイント券の再発行はできません。また、発行済のポイント券の盗難・紛失・滅失等に対しては、当社はその責を一切負いません。

4. ポイント券として発行したポイントを原則、積み立てたポイントに戻すことは出来ません。

5. カードは発行後すぐにご利用いただけますが、発行機のご利用は申し込み用紙での新規ご入会受付の場合、約1週間後となります。この間はポイント券の発行はできません。

(ポイント券の利用方法)

第8条 加盟店でお支払いの際、ポイント券の券面額をご優待いたします。

2. ポイント券は、現金と引き換えできません。また、つり銭はお出しできませんので、

券面額以上のお支払にご利用ください。

3. 加盟店によっては、一部ポイント券をご利用いただけない売場・商品・サービスがございます。

(返品・払い戻し時の処理)

第9条 ポイント付与対象となるお支払いにより購入された商品の返品、またはお申し込み済のサービス等を払い戻しされる場合は、カードおよび当該商品等に係るレシートを提示していただきます。この際に、すでに付与したポイントから返品・払い戻し相当額のポイントを差し引きます。

2. すでにポイント券を発行し、ポイント残高が不足している場合は、ポイント券を回収またはポイント券相当額の現金を請求させていただきます。

(カードの再発行)

第10条 カードの紛失・盗難・汚損・破損・磁気不良等の理由により、当社が再発行を認めた場合には、積立ポイント残数、利用累計金額に関する権利を引き続き有効とします。

2. カードの紛失・盗難が発生した場合、第三者に利用されたポイントおよびポイントの失効について当社、加盟店は一切の責任を負いません。

3. カードの紛失・盗難が生じた場合、会員は、直ちに当社に連絡してください。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一にでも該当した時は、会員資格を喪失すると同時に、積立ポイントはすべて消滅するものとします。

(1) 退会した場合

(2) 最後のポイント付与日またはポイント券の発行日のいずれか遅い日から2年経過したとき

(3) この規約に違反したとき

(4) 会員が当社または加盟店もしくは京急グループ各社での特典、サービス等を利用するにあたり不正な行為があったとき

(5) 死亡したとき(ただし、京急プレミアムポイントゴールド HANEDA AIRPORT PLUS・京急プレミアムポイントシルバー家族会員カードの積立ポイントを除く)

(届出事項の変更)

第12条 会員は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号等が変更になった場合、速やかに当社に届け出るものとします。会員の責任によって届け出内容が不明になった場合、カードの利用停止または退会とする場合があります。

(会員サービスの中止・中断)

第13条 当社は、次の各号に掲げる事象が起こった場合、会員サービスの運営を中止・中断することができます。

(1) 会員サービスのシステムの保守を定期的にまたは緊急に行う場合

(2) 天災、災害その他の事由により、会員サービスの提供が通常どおりできなくなっ

た場合

- (3) その他、当社が、会員サービスの運営上、一時的な中断を必要と判断した場合
2. 当社は、前項の規定により、会員サービスの運営を中止・中断するときは、予めその旨を会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
  3. 当社は、第1項の規定により、会員サービスの運営を中止・中断したことによって会員が被った不利益については、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はその復元・補償など一切の責任を負いません。

(規約の変更等)

第14条 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができます。

- (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
  - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は前項による本規約の変更にあたり、事前にホームページ（京急プレミアムポイントweb）および加盟店（一部除く）の店頭への掲示その他当社が適切と考える方法により、会員に通知し周知いたします。
  3. 変更後の本規約の効力発生日以降に会員がポイントサービスを利用したときは、会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。

【相談窓口】

本規約についてのお問い合わせ、ご相談は下記相談窓口までご連絡ください。

京急プレミアムポイント事務局

フリーダイヤル 0120-014-521

(2021年4月1日改定)